

公印省略

2 介 第 4 0 3 0 号

令和3年 2月22日

各高齢者施設・介護サービス事業所の管理者 殿

(政令市・中核市を除く)

福岡県保健医療介護部介護保険課長

介護施設等からの緊急要請に基づく使い捨て手袋の

配布 (第3弾) について (通知)

日頃から本県の高齢者福祉行政の推進に御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

国においては、現在まん延が続く新型コロナウイルス感染症対策にかかわらず介護施設等において日常的に排せつケア等で必須となる使い捨て手袋について、入手困難であるという現場からの意見や世界的な需給状況等を総合的に勘案し、使い捨て手袋を都道府県等に配布することとされています。

配布する使い捨て手袋については、県内の一律配布や備蓄用ではなく、介護施設等からの緊急要請に基づく配布となり、対象施設や配布条件等について別紙のとおり介護施設等に配布することとなります。

つきましては、別紙にご留意のうえ、条件に該当する高齢者施設・介護サービス事業所等は、別紙様式により福岡県介護保険課までご要望ください。

なお、福岡市、北九州市、久留米市所在の施設・事業所分の手袋については、各市から配分されることとなるため、各市からの通知等にご留意ください。

1 対象施設

高齢者向けの施設等（介護サービス事業所を含む）のうち、手袋の着用を必須とする排せつ介助等※のサービスを日常的に提供する介護施設等で、使い捨て手袋がなければサービス提供の継続に支障が生じるものを対象とする。

※ 高齢者等への排せつ介助、医療処置、血液等の体液や嘔吐物、傷や創傷皮膚に触れるとき等。

2 配布条件（すべてを満たす必要があります。）

- ・ 日常的に排泄介助等手袋の使用が必須となる施設・サービス事業所であること。
- ・ 地元の卸売業者では在庫がないことや、業者に発注をかけたが在庫がないこと等を理由にキャンセルされたなど、全く手に入れられない状態であること。または業者への発注ができずにスーパー、ホームセンター等の小売店等で1箱・2箱など、少量しか手に入らない状態であること。そのほか、発注をかけたが、納期までに在庫がなくなることが確実であること。
- ・ 当該施設の備蓄見通しが3週間以内であること。
- ・ 当該施設の消費量が適切であること。

3 製品について

- ・ PVC製の手袋（輸入品）であること。（ゴム手袋ではありません。）
- ・ S、M、Lサイズがあること。
- ・ 1箱500組（または1,000組入り）であるため、500組単位で要望すること。
- ・ 1箱の大きさは500組の場合、30cm×25cm×26cmであること。（1,000組は約2倍）
- ・ 複数の業者からの納品となるため、業者ごとに若干サイズが違うこと。

4 要望量について

要望量はおおむね1ヵ月分をめどに要望ください。また、国からの供給量が限られており、緊急事態の事業所を優先する必要があるため、備蓄目的や購入先・多数の在庫があるなどにも関わらず要望するなどの行為は絶対にお控えください。

なお、各事業所の要望上限を5箱（5,000枚（2,500組））とします。

1事業所5箱以上希望されている場合は、当課において調整させていただきます。

5 要望方法 ※必ず法人単位でお申し込みください。

①オンライン申請、②メール、③FAXのいずれかで、要望ください。

積極的にオンライン申請の活用をお願いいたします。

① オンライン申請（申請フォームに必要事項を記入し、送信ください）

URL：<https://www.shinsei.elg-front.jp/fukuoka/uketsuke/form.do?acs=dispoglobe3>

Google等で「ふくおか電子申請」を検索 ⇒ 「ふくおか電子申請サービス」

⇒ ページ中段のキーワード検索欄に「使い捨て手袋」と入力・検索してください。

なお、スマートフォンなどから次のQRコードでも申請できます。



「ふくおか電子申請サービス 使い捨て手袋の配布（第3弾）」QRコード

② 電子メールにて申請（別紙様式を添付し、送付ください）

メールアドレス：mask-kaigo@pref.fukuoka.lg.jp

（件名は必ず「(第3弾) 使い捨て手袋の要望について（法人名）」としてください）

③ FAX で申請（楷書で記入のうえ、別紙様式を送信ください）

FAX：092-643-3309

（送信表は不要です。そのまま送信ください）

6 要望期間

令和3年2月24日から令和3年3月10日まで（要望方法すべて必着）

必ず法人単位でお申し込みください。

7 受渡方法

（1） ゆうパックによる着払い（複数事業所がある場合も、送付先は1箇所とします）

（2） 保管場所（①～④）での受取

① 直方総合庁舎 （直方市日吉町9-10）

② 福岡県職員研修所 （大野城市乙金8-1）

③ 豊前総合庁舎 （豊前市八屋2007-1）

④ 南筑後教育事務所（筑後市泉423）

8 その他

● 配布量に限りがあるため、要望を受け付けたのち、配分量を決定しますので、要望量とならない場合があります、ご了承ください。

● 本通知を必ず熟読のうえ、記載していないことのみお問合せください。

● 発送方法は、ゆうパック（80サイズまたは100サイズ）を予定しています。着払い送料については、郵便局のHPより料金の算出をお願いいたします。

● 今回の着払い送料については、3月に入ってからでの発送となるため、「新型コロナウイルス感染症包括支援交付金」の対象期間外となります。したがって、実費負担となりますが、ご了承ください。

● 決定通知については、令和3年3月12日以降に申請方法に沿ってメールまたはFAXでお送りします。

● 繰り返しになりますが、今現在手袋を手に入れない事業者のみなさんのため、必要以上に要望することや、備蓄目的での要望はお控えください。